

長久手市監査告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年12月6日

長久手市監査委員 原田 泰

長久手市監査委員 川合保生

## 令和3年度財政援助団体等に関する監査結果報告書

### 1 監査の対象

商工業振興事業補助金の交付を受けている長久手市商工会について、補助金の出納その他の事務の執行状況等を対象として監査を行った。

### 2 監査の実施日

令和3年11月4日（木）

### 3 監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査で、令和2年度の補助金等が指定された目的、条件等に沿って支出され、公益上の必要性が達成され、及び効果をあげているかを主眼として実施した。

### 4 監査結果

補助金等にかかる出納その他事務の執行状況については、適正な処理がされていると認められた。

ただし、市に対しては、補助金対象事業費総額と実際の補助金交付額の差が大きいことから、補助率や交付金額について、財政援助団体の補助金運用状況をよく確認し、その率や金額は妥当かを検討したうえで、補助金交付要綱の見直しを行うよう求めた。また、臨時に補助率を変更して補助金を交付する場合は、補助金交付要綱を改める又は新たに補助金交付要綱を定めるよう求めた。